

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 新旧対照条文

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行								
<p>第2章 自動車の保安基準の細目 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p> <p>（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） 第41条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 。ただし、第一号、第二号、第五号、第六号、第九号及び第十号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第二十号及び第二十一号の基準は、二輪自動車には適用せず、第九号から第十二号までの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。 一～二十 （略）</p> <p>二十一 軽油を燃料とする自動車のうち、第五号から第八号までの自動車は、別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下この号、第119条第1項第十二号及び第197条第1項第二号において単に「光吸収係数」という。）が、第十五号及び第十六号の自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この号、第119条第1項第十二号及び第197条第1項第二号において単に「黒煙による汚染度」という。）が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">イ 第五号から第八号までの自動車</td> <td style="text-align: center;">光吸収係数0.80m⁻¹</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	規制値	イ 第五号から第八号までの自動車	光吸収係数0.80m ⁻¹	<p>第2章 自動車の保安基準の細目 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p> <p>（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） 第41条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 。ただし、第一号、第二号、第五号、第六号、第九号及び第十号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第二十号及び第二十一号の基準は、二輪自動車には適用せず、第九号から第十二号までの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。 一～二十 （略）</p> <p>二十一 軽油を燃料とする自動車のうち、第五号から第八号まで、第十五号及び第十六号の自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷（ただし、原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態。以下、第119条及び第197条において同じ。）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が第五号から第八号までの自動車にあっては25%、第十五号及び第十六号の自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">黒煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	黒煙	イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
自動車の種別	規制値								
イ 第五号から第八号までの自動車	光吸収係数0.80m ⁻¹								
自動車の種別	黒煙								
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%								

ロ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%
ハ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%
ニ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%
ホ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%

2～6 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

第119条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第一号、第三号及び第五号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の基準は、二輪自動車に適用せず、第五号及び第六号の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。

一～十一 (略)

十二 軽油を燃料とする自動車のうち、第三号又は第四号の自動車は光吸収係数が、定格出力が19kW以上 560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、次の表の左欄に掲

ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
ニ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

2～6 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

第119条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第一号、第三号及び第五号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の基準は、二輪自動車に適用せず、第五号及び第六号の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。

一～十一 (略)

十二 軽油を燃料とする自動車のうち、第三号及び第四号の自動車並びに定格出力が19kW以上 560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定す

げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	規制値
イ 第三号又は第四号の自動車	光吸収係数0.80m ⁻¹
ロ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%
ハ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%
ニ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%
ホ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%

2～6（略）

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 （略）

二 軽油を燃料とする自動車のうち、普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）は光吸収係数が、定格出力が19kW以上 560kW未満である

る運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が第三号及び第四号の自動車にあつては25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	黒煙
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
ニ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

2～6（略）

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 （略）

二 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに定格出力が19kW以上 560kW未満である原動機を備えた大型特殊自

原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであること。ただし、同表ロからホまでに掲げる自動車について黒煙による汚染度の測定の前に、排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
イ 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	光吸収係数 0.80m^{-1}	
ロ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%	光吸収係数 1.62m^{-1}
ハ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%	光吸収係数 1.27m^{-1}
ニ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%	光吸収係数 1.01m^{-1}
ホ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%	光吸収係数 0.80m^{-1}

2～6 (略)

別添109 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. 適用範囲

自動車及び小型特殊自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のままに急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が普通自動車及び小型自動車にあつては25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	黒煙
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
ニ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

2～6 (略)

(新設)

この技術基準は、軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時に発生する排出ガスの光吸収係数の測定に適用する。

2. オパシメータの状態

オパシメータは、使用開始前に十分に暖機し、1日1回以上校正を行ったうえで使用すること。なお、排出ガスを採取する前に、プローブ（オパシメータの排出ガス採取部）に滞留した黒煙その他の排出ガスの光吸収係数に影響を及ぼす物質の掃気を行うこととする。

3. 自動車の状態

3.1. 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。この場合において、暖機が不十分である自動車にあっては、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作を2回又は3回繰り返すこと等により、測定前に暖機を行うこととする。

3.2. 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。この場合において、原動機を無負荷の状態とすることができない構造のものにあっては、付属装置（油圧ポンプ等）による原動機の負荷の一部を切り離すこと等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 排出ガスの光吸収係数の測定

4.1. プローブの挿入

排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを根元まで挿入して測定する。ただし、プローブを根元まで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2. 自動車の運転条件

4.2.1. 無負荷運転を5～6秒行う。

4.2.2. 加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、加速ペダルを放す。ただし、原動機の回転数を自動で測定することができる機能を有するオパシメータを使用して排出ガスの光吸収係数を測定する場合にあっては、加速ペダルの踏み込みから最高回転数に達するまでの間、加速ペダルを踏み込めばよいものとする。

4.3. 排出ガスの採取時期

排出ガスの採取は、4.2.2.において加速ペダルを踏み込み始めた時から5秒が経過するまでの間行うこととする。

4.4. 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法

4.4.1. 4.3.により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値を測定する。

4.4.2. 4.4.1.の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる値に応じ同表右欄に掲げる値（以下「閾値」という。）以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数 0.80m^{-1}	光吸収係数 0.64m^{-1}
光吸収係数 1.01m^{-1}	光吸収係数 0.80m^{-1}
光吸収係数 1.27m^{-1}	光吸収係数 1.01m^{-1}
光吸収係数 1.62m^{-1}	光吸収係数 1.29m^{-1}
光吸収係数 2.76m^{-1}	光吸収係数 2.20m^{-1}

4.4.3. 4.2.2.の測定値が閾値を超える場合には、4秒以上10秒以下の間隔において再度測定を行い、その測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.4. 4.4.3.の測定値が閾値を超える場合には、4秒以上10秒以下の間隔において再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.5. 排出ガスの光吸収係数を算出するに当たっては、測定値（4.4.4.の規定により算出する平均値を含む。）に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(参考図)

